# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 10 | 健康増進法等に関する事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大間町は、健康増進法等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

大間町長

## 公表日

令和7年10月15日

［令和７年５月　様式２］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 健康増進法等に関する事務 |
| ②事務の概要 | ・健康増進法等の規定に基づき、健康増進事業である特定健康診査非対象者等に対する健康診査、各種がん検診（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診）、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の実施に関する事務を行う。<br>①住民情報により対象者を抽出、または各種健康診査の申込みにより受診票等を作成し、交付する。<br>②システムに検診受診結果を登録し、結果情報の管理を行う。<br><br>・健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 検診結果情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）<br>（平成25年5月31日法律第27号）<br>・第9条第1項　別表項番111 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)<br>・第9条(利用範囲)<br><br>＜別表(第九条関係)における利用範囲の根拠＞<br>上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「健康増進法」が含まれる項<br>(111の項) | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 大間町健康づくり推進課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| – |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 企画経営課　青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4　0175-37-2111 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 企画経営課　青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4　0175-37-2111 |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年10月10日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年10月10日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ　リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [　　基礎項目評価書　　] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[　　]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[　　]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[　　]接続しない（入手）** | **[　　]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [ ]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 情報提供ネットワークシステムへのアクセスが可能な職員はパスワード認証によって限定しており、作業のためのサーバー室の管理についても、大間町セキュリティポリシーにより常時施錠、入退室の際の管理簿への記入など徹底している。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで、不正なアクセスがないことを確認している。 | |

| | |
|---|---|
| **9. 監査** | |
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査 |
| **10. 従業者に対する教育・啓発** | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [　　十分に行っている　　]<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| **11. 最も優先度が高いと考えられる対策** | [　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]<br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [　　十分である　　]<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 情報提供ネットワークシステムへのアクセスが可能な職員はパスワード認証によって限定しており、作業のためのサーバー室の管理についても、大間町セキュリティポリシーにより常時施錠、入退室の際の管理簿への記入など徹底している。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで、不正なアクセスがないことを確認している。<br><br>■中間サーバ・プラットフォームにおける措置<br>①物理的安全管理措置<br>・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。<br>・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。<br>②技術的安全管理措置<br>・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年10月10日 | 全項目 | － | － | 事後 | 新様式への移行及び改正番号法施行に伴う修正（番号法別表第二の削除） |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |